

1 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国) 介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年 4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国) 介護保険関連三法公布
10年 4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20名 (うち公募区民 10名) ・(国) 介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年 4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約 3,500円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を 65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を 4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画 (平成 12~16年度) を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第2号被保険者に送付
12年 4月 5月 6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第2号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置 ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧 (居宅サービス版)」を創刊 ・練馬区介護保険運営協議会を設置

7月	・第1号被保険者の介護保険料が10月から年金天引き（特別徴収）となる方へ事前のお知らせを送付
8月	・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊
10月	・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年 4月	・下記の事業を開始 ○国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施 ○要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組
7月	・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等）
10月	・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始
14年 1月	・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対しての意見集約の諮問
14年 4月	・都減免制度にあわせ、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施
10月	・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催）
12月	・介護サービス事業者会が発足
15年 1月	・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申
3月	・練馬区介護保険条例の一部改正 ○保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年 4月	・要介護認定システムの変更 （認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更）
	・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減
6月	・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止
7月	・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足
16年 3月	・「介護保険活用読本」を都と共同で作成
16年 4月	・要介護度4・5の更新時の有効期間が12か月から24か月へ延長可能となる
11月	・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）
17年 3月	・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
17年 5月	・地域密着型サービス事業者連絡会議設置
6月	・（国）「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決
7月	・制度改正地域説明会を開催（12回開催）
9月	・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出

<p>17年10月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>18年 1月</p> <p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・ 施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・ 高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・ サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（高齢福祉年金受給者は5%のまま） ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催） ・ 介護保険制度改正シンポジウムを開催 ・ 要介護認定モデル事業（第二次）を実施 ・ 介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新 ・ 介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・ 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・ 介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・ 練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料基準月額 3,950 円（平成 18～20 年度） ○ 生計困難世帯に対する第3期保険料の減額（平成 18～20 年度分） ○ 高齢者の特別区民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置（平成 18・19 年度分） ・ 介護保険認定調査員（非常勤職員）21 名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・ 要介護認定システムの変更（要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加）
<p>18年 4月</p> <p>7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）介護保険法の一部を改正する法律施行 ・ 介護報酬改定（在宅サービス平均 1%減（軽度 5%減、中重度 4%増）） ・ 介護保険制度改正に伴い関係組織改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険課事業計画主査を高齢社会対策課計画係に統合 ○ 事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 ○ 認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 ○ 基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置 ○ 介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当 ・ 第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・ 地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足 ・ 高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費（滞在費）・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施
<p>18年10月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>19年 3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン標準化事業開始 ・ 介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成 ・ 区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設 ・ 軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施（19年3月まで） ・ 「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・ 介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
<p>19年 4月</p> <p>6月</p> <p>12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの支所 19 か所を開設（在宅介護支援センターに併設） ・（国）特定高齢者該当基準の見直し ・ 練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始 ・ 高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）

20年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成 ・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送（以降継続実施） ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長（平成20年度分） ・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定 ・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定
20年 4月 9月 10月 11月 12月 21年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスに区独自報酬を設定 ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・施設介護サポーターモデル事業を開始（平成22年度から本事業として実施） ・「介護の日」にちなんだイベントを開催 ・「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区長と区民のつどいを開催（4回） ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始 ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,950円（平成21～23年度）と多段階化 ○生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成21～23年度分） ・区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成 ・（国）介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付
21年 4月 6月 7月 8月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+3%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・（国）要介護認定調査方法の見直し（認定調査項目74項目） ・練馬区福祉人材雇用促進事業を開始（平成22年3月末で終了） ・練馬区介護支援専門員更新研修費の助成開始（以降継続実施） ・練馬介護人材育成・研修センター設立 ・地域包括支援センターの支所を3か所増設（計22か所） ・地域包括支援センターに「高齢者相談センター」の呼称を使用開始 ・要介護・要支援認定資料提供事務を変更 ・第4期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請の受付開始 ・（国）要介護認定調査方法の再見直し ・介護職員処遇改善交付金対象期間開始（交付申請先は東京都） ・練馬区介護週間事業を実施（以降継続実施）
22年 6月 8月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のモバイルレジによる収納を開始 ・（国）一般高齢者・特定高齢者を一次予防事業対象者・二次予防事業対象者に呼称を変更、二次予防事業対象者の把握方法を簡素化 ・練馬区介護人材等雇用促進事業を開始 ・介護保険運営協議会に第5期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（日常生活圏域ニーズ調査、介護保険サービス利用者調査等）
23年10月 11月 24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマに区長と区民のつどいを開催（4回） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額5,240円（平成24～26年度）と特例第3段階の設定等 ○生計困難世帯に対する第5期保険料の減額（平成24～26年度分）